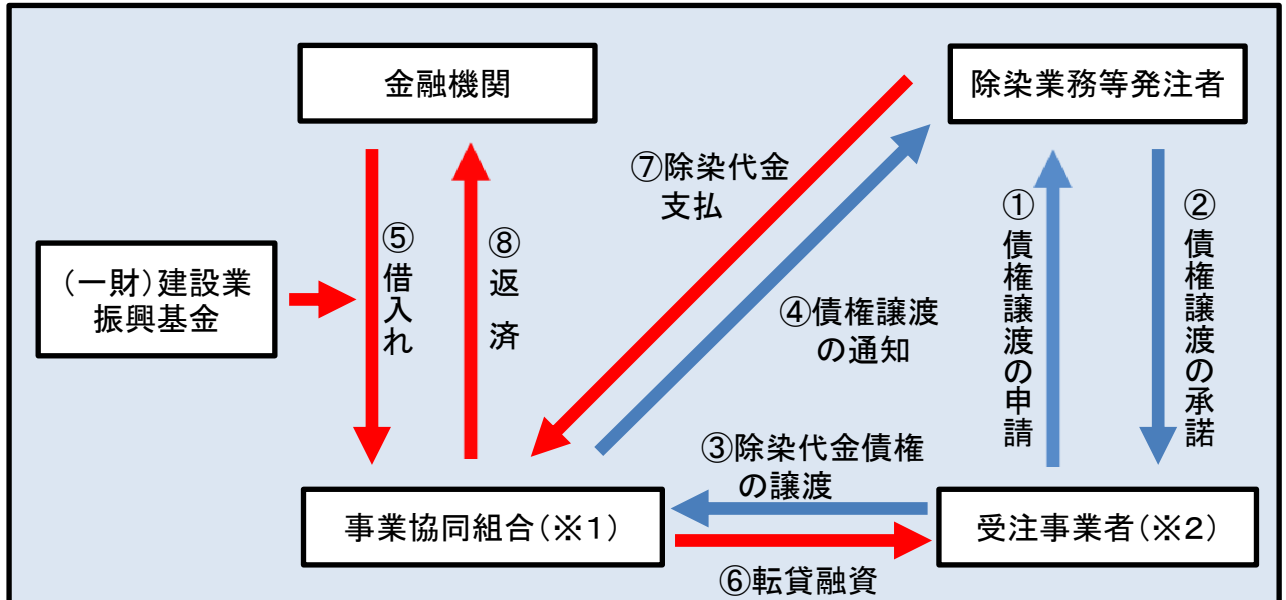


制度概要(除染作業融資スキーム)



- ① 除染作業業務委託等を受注した受注事業者が発注者から将来受け取る除染作業業務委託等の代金債権(未完成を含む)を事業協同組合に譲渡するため、発注者に対して債権譲渡の申請を行う。
 - ② 受注事業者が当該債権を事業協同組合に譲渡することに対し、発注者が承諾を行う。
 - ③ 受注授業者が当該債権を事業協同組合に譲渡する。
 - ④ 事業協同組合は発注者に対して債権譲渡の通知を行う。
 - ⑤ 事業協同組合が構成員に融資する資金(転貸資金)を金融機関から借り入れる。その際に、建設業振興基金が債務保証を行う。(金利低減が期待出来る)
 - ⑥ 事業協同組合は、当該譲渡債権を担保とし、除染作業業務の出来高が2分の1以上に達したと認められた日以降で、かつ出来高の範囲内で受注事業者に転貸融資する。
 - ⑦ 発注者は、債権譲受人である事業協同組合に除染作業業務委託等代金を支払う。
 - ⑧ 事業協同組合は金融機関に借入金を返済する。
- ※1 現在この融資スキームを導入している事業協同組合は「福島県建設業協同組合」。今後、導入する事業協同組合が増える可能性あり。
- ※2 受注事業者は、①本スキームを導入している事業協同組合の構成員、かつ、②発注者から直接受注している事業者(下請事業者は対象外)。